

仙台市マンション管理適正化推進計画の策定スケジュールについて

検討内容

仙台市マンション管理適正化推進計画の策定（公表）時期を令和4年10月（予定）に延期すること
本検討委員会による計画の承認を、令和4年7月（予定）に延期すること

事由

計画を策定した時点から、「管理計画認定制度」の運用を開始する必要があることが法第五条の三に規定される中、認定制度運用に関する情報の国からの公表が当初予定より遅れており、業務体制や認定手数料徴収に関する庁内協議、議会説明および手続きを今年度内に完了させることが困難であること

影響

令和4年4月に法施行されるが、管理計画認定の運用開始が当初6月から4か月先延ばしになる

年	月	当初予定	見直し（案）
3	5	検討委員会①	検討委員会①
	6	基本方針・省令 長期修繕計画 G.L	
	7	検討委員会②	検討委員会② 自治体向け説明会(8) ^{※1}
	8	手数料算定資料	自治体向け説明会(3) ^{※2}
	9	検討委員会③	(延期) 基本方針(28) 長期修繕計画 G.L(28)
	10		手数料算定資料(29) ^{※3}
	11	検討委員会④	検討委員会③ 省令(1) 自治体向け説明会(26) ^{※4}
	12	パブコメ	認定事務 G.L(予定) 助言指導勧告 G.L(予定)
4	1	検討委員会⑤	検討委員会④
	2	常任委員会報告 手数料条例改正	
	3		検討委員会⑤
	4	計画策定 法施行	法施行
	5	(周知)	常任委員会報告 パブコメ
	6	認定制度運用開始	
	7		検討委員会⑥ 常任委員会報告
	8		(周知)
	9		手数料条例改正
	10		計画策定 認定制度運用開始

※1：行政担当者を対象とした事前確認スキームに関する説明会

※2：令和3年度マンション行政担当者連絡会議

※3：認定事務の所要時間に関する資料、事前確認、認定事務ガイドライン（案）（メール送信）

※4：改正マンション法ブロック説明会（東北）